

# コンプライアンスだより 「信頼される教職員を目指して」

性犯罪・性暴力等、飲酒運転を  
根絶させて、信頼される学校づくり  
茨城県教育庁学校教育部  
【NO. 14】 令和4年1月27日

## 教職員として、あってはならない「性犯罪・性暴力等」

### 性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。  
相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。

#### 体に触る性暴力



#### 体に触らない性暴力



- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

文部科学省「生命の安全教育」高校向け教材より、  
生徒向けにもこのように性暴力を定義しています。

### 教職員による不祥事の現状

【全国的な現状】（令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果より）

#### 2-4-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和2年度)

■本調査における「性犯罪・性暴力等」の定義について

- 「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。
- 「性犯罪・性暴力」とは、強制的性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

#### (1) 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(令和2年度)

	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
性犯罪・性暴力等	113	45	17	3	178	22	200
(上記のうち性犯罪・性暴力)	(112)	(17)	(2)	(0)	(131)	(2)	(133)
<性犯罪・性暴力のうち児童生徒等※に対するもの>	<91>	<5>	<0>	<0>	<96>	<0>	<96>

※児童生徒等:自校の幼児・児童・生徒(18歳以上の者を含む。)、他校の生徒で18歳以上の者、18歳未満の者

※令和2年度調査より幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)の教育職員についても調査の対象

(3)被処分者の年齢層

※( )は性犯罪・性暴力による人数・割合

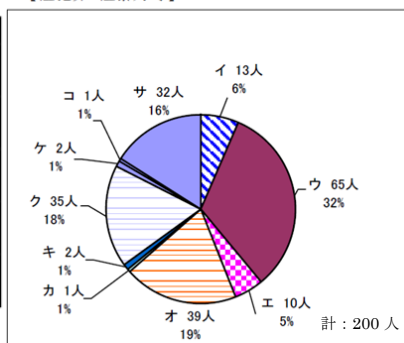
	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	54人 (48人)	151,925人	0.04% (0.03%)
30代	58人 (42人)	212,991人	0.03% (0.02%)
40代	35人 (21人)	195,022人	0.02% (0.01%)
50代以上	53人 (22人)	314,020人	0.02% (0.01%)
計	200人 (133人)	873,958人	0.02% (0.02%)

(注1)在職者数:令和元年度学校教員統計より

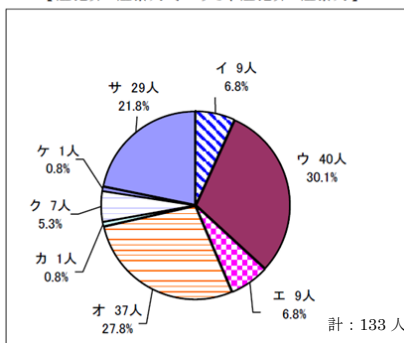
(注2)A/Bの分母は令和元年度のものであり、参考数値

(5)性犯罪・性暴力等の相手の属性

【性犯罪・性暴力等】



【性犯罪・性暴力等のうち、性犯罪・性暴力】



ア 自校の幼児 イ 自校の児童 ウ 自校の生徒(18歳以上の者を含む)  
 エ 自校の卒業生で18歳未満の者 オ 18歳未満の者 カ 他校の生徒で18歳以上の者  
 キ 自校の卒業生18歳以上の者 ク 自校の教職員 ケ 教育実習生 コ 他校の教職員 サ その他

○ 改めて確認すべきは、性犯罪・性暴力等のうち、

**「性犯罪・性暴力」に係る処分の約8割は懲戒免職**

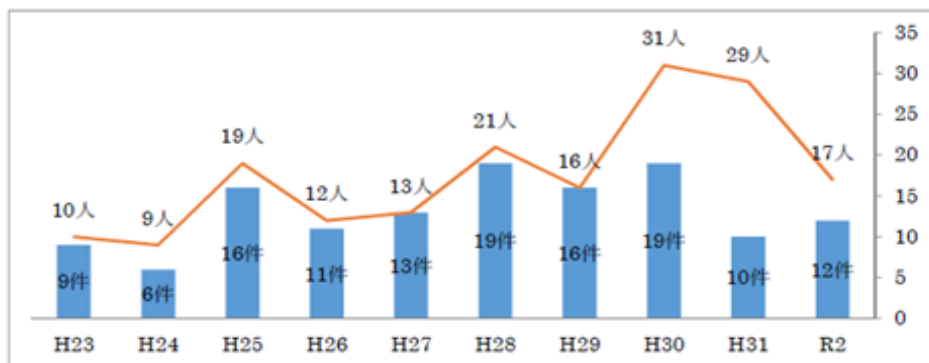
**「性犯罪・性暴力」の対象者の約8割は児童生徒**となっている点です。(上記資料1)

○ また、どの年齢層においても起こり得ることであり(上記資料3)、特に自校に関係する人に対して、性犯罪・性暴力等を行っている現状があります。(上記資料5)

自分の日々の言動を振り返ってみてください。無自覚に、又は「これくらいは性犯罪・性暴力ではない」と、自分の判断で行動している場面はありませんか？

【茨城県の現状】

○懲戒処分件数等の推移 H23~R2



区分	飲酒運転	体罰	性犯罪・性暴力等	監督責任	その他	計
H28	2	5	8	1	5	21
H29	4	2	4		6	16
H30	1	3	4	12	11	31
H31	1	2	3	14	9	29
R2	6	3	2	3	3	17
累計	14	15	21	30	34	114

○ 本県においても、性犯罪・性暴力等に係る処分者数は、過去5年間の合計で見ると、飲酒運転や体罰よりも多く出ています。被害対象は、児童生徒・同僚職員・18歳未満の女性等、多岐に渡っています。

○ このように、表だけで見ているとただの数字になってしまいますが、**これだけの人数の被害者に、簡単には消えない心の傷を負わせてしまった教職員がいた**、という事実について、他人事とせずに考えてみてください。

【参考】今年度、性犯罪・性暴力で懲戒処分を受けた件数について(令和4年1月1日時点)

○小・中学校 1件 ○高校・中等教育学校 0件 ○特別支援学校 0件

■あなたの周りで、こんな変化が見受けられる児童生徒や同僚職員はいませんか？■

(内閣府男女共同参画局 HP より抜粋)

からだの変化	<input type="checkbox"/> 頭痛・めまいがする <input type="checkbox"/> いつも何かに怯えてビクビクしている <input type="checkbox"/> 吐き気、嘔吐、下痢、便秘など、お腹の調子が悪い <input type="checkbox"/> 寝つきが悪い、夜に何度も目が覚める <input type="checkbox"/> 心臓がドキドキする
こころの変化	<input type="checkbox"/> 何をしても楽しくない、物事への興味や関心がない <input type="checkbox"/> 感情がなくなったような感じがする <input type="checkbox"/> ぼーっとして集中できない、勉強や仕事が手につかない <input type="checkbox"/> 他人事のような感じがする <input type="checkbox"/> ショックで動揺したり、どうしたらよいかわからず混乱する <input type="checkbox"/> イライラして落ち着かない <input type="checkbox"/> 被害の状況が突然よみがえる <input type="checkbox"/> 被害前後のことをよく覚えていない、思い出せない <input type="checkbox"/> もう生きていたくない、死にたいと思う
行動の変化	<input type="checkbox"/> 家族や友人と話したり、会うことを避ける <input type="checkbox"/> 勉強や仕事に、いつも以上に取り組む、忙しくする <input type="checkbox"/> 外出するのが怖く、引きこもりがちになる <input type="checkbox"/> 被害を思い出すのが怖くて、新聞やテレビを見なくなる <input type="checkbox"/> 恋人や配偶者と性的な関係を持ってない <input type="checkbox"/> 自分を傷つけたり、死のうとする
考え方の変化	<input type="checkbox"/> 「自分が悪かった、自分が気をつければよかった」と自分のことを責める <input type="checkbox"/> 「他の人とは違う、もう誰も信じられない」と孤立感が高まる <input type="checkbox"/> 「自分は、何をやってもダメだ、幸せにはなれない」と無力感を覚える <input type="checkbox"/> 「もう自分は汚れてしまった、前の自分には戻れない」と思う

性被害に遭った人は、これだけの心の傷を負ってしまいます。周りに苦しんでいる人がいたら、すぐに気づき、声をかけ合い、助け合える環境を作っていきましょう。

教員は、心身の発達途上にある児童生徒を指導する立場にあり、また、児童生徒の人格形成にも影響を与えることなどから、一般の公務員に比べ、より一層高い倫理観が求められ、自覚と責務をもって、その職責を果たす必要があります。教員が、児童生徒に対しては言うに及ばず、同僚職員や一般人に対しても、加害者となるような事態は、絶対にあってはならないことです。また、教員と児童生徒との関係において、交際や異性としての恋愛感情を抱くことは、真剣であるとか保護者が認めているとかの問題ではなく、当然のことながら、職務倫理上あってはならないことです。

問題が起きた後、加害者である当該職員の多くは、自分の取った言動について、こう言います。

「冗談のつもりだった」

「信頼関係があるからこれくらいは許されると思っていた」

「配慮が足りなかった」

- あなたのその言動は、隣に保護者がいても、本当に冗談だと言えるものですか？
- あなたのその配慮不足で、深い心の傷を負ってしまう人が出てしまうことに気づいていますか？

それぞれの職場で、どの程度の言動がわいせつ行為だと自己判断しているのか等について、意見交換しあい、お互いに認識の甘さやズレについて指摘しあえる機会を作るなどして、性犯罪・性暴力等を根絶させ、信頼される学校づくりを目指していきましょう。

## 専門家の分析と考察による飲酒運転「未然防止」方法

【茨城大学大学院 教育学研究科 准教授 金丸 隆太 氏】

飲酒運転は最悪の場合、複数人が犠牲となる死亡事故に繋がり、その被害者も乳児から高齢者まで無差別的に巻き込まれることになる。あるいは人命を奪わないとしても、重大な怪我や物損を引き起こし、被害者や被害者家族等が受ける影響はあまりにも大きい。

世界中で飲酒運転は問題視され、その未然防止策が検討されており、その方法は機械的な工夫をするハードウェアの対策、心構えを強化するソフトウェアの対策に大別される。

- **ハードウェア対策**として、車両や鍵にアルコール検出用のセンサーを搭載する方法、車両挙動から飲酒運転の可能性を検出するなどのアルコールインターロックと呼ばれる対策方法が、急ピッチで開発が進んでいる。
- **ソフトウェア対策**は、ドライバー本人に飲酒運転をさせない方法と、周囲の人に飲酒運転を止めさせる方法に分かれるが、様々なメディアを通しての飲酒運転根絶の呼びかけ、運転免許更新時の講習や交通安全教育、雇用主による飲酒運転防止研修、ハンドルキーパー運動など、多様な方法が日常的に行われている。

そこで、教職員による飲酒運転の再発防止のために、実際に飲酒運転による懲戒処分を受けた者の聴取内容を分析（「飲酒運転防止研修を受けていてもなぜ飲酒運転をおこなうのか」を探索的に検討）し、飲酒運転が起きるプロセスを考察した上で、教職員に対して有効な飲酒運転防止策を検討した結果等の一部を以下に示す。



脳の機能は、アルコールが原因で低下する。

正常に機能している状態であれば、「飲んだら乗るな」は実行できるかもしれないが、アルコールを摂取し機能が低下した状態では「飲んだら乗るな」は実行できなくなる。

飲酒運転の未然防止策は、「飲んだら乗るな」ではなく、

「飲むなら乗るな」しかないのである。

現実的に言うならば「飲んだら乗れないような環境を作る」のである。

## そこで、今から、あなたにもできる「未然防止」方法の例

※ 酔っていない人に頼んだり、酔っていないうちに酔った自分を止めたり、機械に制限させたりすることがポイントとなる。

- **飲酒運転プリベーター（プリベーター：防止する人）の活用**
  - ・ 飲酒運転を止める人（友人、恋人、家族、同僚など）を選び、外で飲酒する際は必ずプリベーターに知らせる。
  - ・ プリベーターは飲酒者の移動方法をチェックし、場合によっては車の鍵を預かったり、飲酒予定のある日は車で出勤させなかったりする。
- **運転席への貼り紙等**
  - ・ 飲酒運転により懲戒処分となったら、人生にどのような影響があるか具体的に50字程度で記した紙シール（5cm×10cm）を運転手から見える位置に貼っておく。